

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

安全安心即応チーム運用要領

1 目的

この要領は、通り魔殺人等の重要凶悪犯罪、子供や女性を対象とした連れ去り事案等が発生した場合で、被疑者が検挙されていないために被害の拡大が予想され、地域住民の不安を解消するため早急に安全対策を講じる必要がある事案（以下「対象事案」という。）を認知した場合において、当該安全対策に従事するための体制（以下「安全安心即応チーム」という。）の運用について必要な事項を定め、もって、その効果的な運用を図ることを目的とする。

2 基本体制

安全安心即応チームの基本体制は、生活安全部内各課の指定された者をもって構成し、その編成は生活安全部長が別に定める。

3 任務

安全安心即応チームは、次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 地域住民の不安を解消するための活動計画の策定
- (2) 小・中学校等と連携した通学路等の安全対策
- (3) 自治体、その他の関係機関・団体への情報発信活動
- (4) 地域住民等との合同パトロール活動
- (5) その他特に命ぜられた事項

4 指揮運用

安全安心即応チームの指揮運用は、その派遣を受けた署の署長（以下「派遣先署長」という。）が行うものとする。

5 派遣要領

- (1) 対象事案の発生地を管轄する署（以下「発生署」という。）の署長は、安全安心即応チームの派遣の必要があると認めるときは、速やかに生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）に対して、派遣を要請するものとする。
- (2) 派遣の要請を受けた生活安全総務課長は、安全安心即応チームの派遣の必要があると認めるときは、速やかに安全安心即応チームを招集し、派遣するものとする。
- (3) 安全安心即応チームの派遣先は、対象事案の推移等を勘案した上、生活安全総務課長が派遣先署長等と協議の上、変更することができるものとする。
- (4) 安全安心即応チームの派遣期間は、生活安全総務課長が派遣先署長と協議の上、決定するものとする。

6 報告

派遣先署長は、安全安心即応チームの活動状況を生活安全総務課長を経由して、本部長に報告するものとする。

7 留意事項

派遣先署長は、安全安心即応チームの活動に当たって、関係部門との連携により、効果的なものとなるよう留意するものとする。